

修学支援の流れ

入学を検討されている方は、まずはアドミッションセンターに
お問い合わせください。（☎03-5706-0910）

1. 相談

まず、教学センター窓口にて相談してください。支援に関する助言等を行ないます。相談内容は、必要に応じて関連部署に共有されます。
(※守秘義務は遵守されます。)

2. 書類提出

「支援申請書」を教学センターに提出します。申請書はセンターで配布します。※診断書または障害者手帳のコピーを添付してください。

3. 面談

教学センターで障がいの専門知識を有する教員及び職員との面談を行ない
「支援申請書」に基づいて、必要な支援について確認します。

4. 支援内容の決定

教学センターは、支援内容を「支援願」に取りまとめ、関連の会議体の議を経て、支援内容を決定します。

5. 支援スタート

教学センターは、決定した「支援願」を申請学生の合意を得たうえで、各授業担当教員に周知します。申請学生は、必要に応じて各教員と具体的な配慮について個別に調整してください。

6. 確認

申請学生は、毎学期授業終了後に教学センターに連絡し、今後の支援について希望等を伝え、次学期のための配慮申請をしてください。

修学支援の流れ

注意点

支援願いの提出期限（各学期）

下記の期限までに支援願いを提出してください。締切後も申請は受付けますが、支援の調整には一定の時間（約1ヶ月）を要するため、余裕を持って申請してください。

◆前学期授業のための配慮申請：2月末日まで

◆後学期授業のための配慮申請：7月末日まで

※新入生も同様の期限です。締切後に合格発表がある場合は、速やかにアドミッションセンターまで問い合わせてください。

合理的配慮に当たらないもの

教育の本質の変更にあたるもの、大学本来の業務ではないものなどは、合理的配慮の対象外となります。

授業欠席を取り消すなど、申請前の時期に遡って配慮・支援を求めるることはできません。

（例）

- ・成績評価の基準を下げる
- ・資格取得や卒業の保障を求める
- ・本学の財政状況を考慮しない要望
- ・準備期間が短いなかでの配慮実施

相談内容に疑問？

窓口で相談してもモヤモヤが残るとき

教学センターに配慮願いを提出したが、希望する配慮が受けられず不服を申立てたいときは、「人権侵害相談窓口」に相談することができます。

＜人権侵害相談窓口＞

☎ : 03-5706-0909

メール : nssu.shomu@nittai.ac.jp